

「横浜市立図書館資料管理規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

現行	改正案
<p>(図書館資料の出納簿及び管理簿)</p> <p>第3条 図書館資料の出納、保管その他に係る記録は、帳簿によらず横浜市立図書館情報システム(以下「図書館システム」という。)によって管理する磁気ディスク(横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程(平成17年8月横浜市教育委員会達第6号)第2条第4号に規定する記録媒体をいう。)により調製することができる。</p>	<p>(図書館資料の出納簿及び管理簿)</p> <p>第3条 図書館資料の出納、保管その他に係る記録は、帳簿によらず横浜市立図書館情報システム(以下「図書館システム」という。)によって管理する磁気ディスク(横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程(令和5年3月31日横浜市教育委員会達第4号)第2条第6号に規定する記録媒体をいう。)により調製することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和6年1月教委規則第3号)</u> <u>この規則は、令和6年1月15日から施行する。</u></p>